

神戸市が発行する小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方へ

受給者証の指定医療機関の記載方法が変わります

令和4年7月1日以降、神戸市が発行する小児慢性特定疾病受給者証の指定医療機関の記載方法を下記のとおり変更します。

○変更内容

(1) 受給者証

【変更後】

指定医療機関	
1	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関
2	
3	
4	

【変更前】

指定医療機関	
1	〇〇病院
2	〇〇薬局
3	〇〇訪問看護ステーション
4	

(2) その他

- ・ 受給者証に記載する医療機関の追加等の変更申請は不要となります。
- ・ 申請書には従来通り、受診予定の指定医療機関を全て記入してください。

○取扱いについて

- ・ 現在の受給者証の有効期限の終了日までに、新たに受給者証を交付する理由（保険変更等）がない場合は、更新後に交付する受給者証から上記の記載になります。（※）
- ・ 指定医療機関以外の医療機関の受診では、医療費助成の対象となりません。指定を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のホームページにおいてご確認ください。
- ・ 指定医療機関であっても、受給者証に記載された病名に関係がない治療等は、医療費助成の対象となりません。

（※）変更前の受給者証でも、受給者証に記載のない指定医療機関で使用できます。